

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年9月21日

東京都作業部会確認年月日 2018年9月28日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年11月27日)

事業名 大会管理・事務管理システムの構築・運用

案件名 Atos社との Particularised Agreement 契約締結について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担の大枠合意において、過去大会における取り扱いと同様、パラリンピック対象経費として整理されている。 (令和2年11月5日契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 合意のとおり、大会用システムの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 競技結果配信システムや大会運営システムの開発・運用は、IF、プレス等との競技ルールについての調整、選手の個人情報の収集、管理などの大会運営に直結するものであり、多数のステークホルダーとの調整が必要とされることから、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ確実に事業執行が可能である。 (令和2年11月5日契約変更に伴う追記) 大会延期に伴い、大会用システムの整備、運用の主体である組織委員会テクノロジーサービス局が契約延長として取り扱うべきものである。 	
経費の内容等が必要性 (必要な内容、機能かなど)、効率性 (適正な規模、単価かな	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約運用要件及びオリンピックゲームズガイドにおいて定められている。 (令和2年11月5日契約変更に伴う追記) 今回の契約変更は、競技結果配信システムの準備再開に伴うサーバの再稼働やセキュリティ環境の更新、追加試験を2021年初頭より開始する予定であるため、現時点で手続きを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> HCC-OR TEC07,TEC08 OGG 2.1.2,3.1.3

<p>ど)、納得性 (類似のもの と比較して 相応かな ど)等の観点 から妥当な ものである こと</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会に必要な IT サービスの調達に関する当該スキームについては、いわゆるターンキー契約（契約金額は固定で、サービスは完成後引き渡し）で行われるものである旨、開催都市として東京が立候補する段階から IOC より説明を受けており、当該スキームを前提として立候補ファイルを作成している。 ・ 2018 年から 2024 年までの 4 大会（夏季 2 大会、冬季 2 大会）の IT サービスプロバイダーとして、IOC が競争入札プロセスにより Atos 社を選定※しており、競争性が担保された価格である。 <p>※ 2013 年 12 月 9 日配信の Reuters 記事より。 (令和 2 年 11 月 5 日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期期間中の委託内容について、不要なシステムの停止、利用頻度の低いシステムの運用環境縮退、コア人材以外の人員削減などを通じ、一定の効率化を実現している。 	
---	------------	---	--

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピックで33競技、パラリンピックで22競技の運営を行い、さらに1万人を超えるオリンピックアスリート、4千人を超えるパラリンピックアスリートの競技記録を管理、更新するなど、複雑かつ大規模なオペレーション全ての要件をゼロベースで洗い出し、限られた準備期間内にシステム化するのは技術的にも予算的にも現実的ではない。IOCが選定したAtos社は複数大会でシステム化に携わった経験を有し、オリンピック及びパラリンピックの大会運営に関する業務フローに精通しているだけでなく、過去大会で開発したアプリケーション等を流用することもできることから、限られた期間かつリーズナブルな予算でサービスを提供することが可能なサプライヤーであると考えられ、Atos社との契約は組織委員会にとってリスクの最も低い最適な選択である。 ・ 監査法人において、評価モデルを用いてPAの契約金額を検証した。過去大会に比べて東京大会の契約内容の方が、33項目の契約内容の追加、5項目の削減があった一方で、契約金額は相対的に安価になっており、評価モデルを用いて算定した適正契約金額よりもAtos社からの提示額のほうが安価であったという検証結果であった。組織委員会側において、検証結果を踏まえ、Atos社からの提示金額が妥当であるということを確認している。 <p>(令和2年11月5日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に競技結果配信システムの開発、運用サポートに関わる事項について協議を重ね、Atos側が担う予定であった一部ポストについて、IOC側からの要員派遣支援を受けるなど、関係者を巻き込んで経費縮減に努めている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、平成29年5月31日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。 <p>(令和2年11月5日契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を行う。また、延期に伴う追加経費については、現時点でその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。